モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 に関するテクニカル・ノート

以下の表は、2019 年のフィールドテストと比較した、モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 の変更の概略を述べており、モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 用のレベル 1 文書と併せて読むべきである。2019 年のフィールドテスト（2019FT）の全記述は、技術的仕様書で入手可能。表に記載のない要素については、モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 用の 2019 年のフィールドテストの（設計および較正の）アプローチを用いることになる。モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 の全記述を含むレベル 2 文書は、2020 年初めにリリースされる予定である。その時点で、ステークホルダーは、本テクニカル・ノートではなく、レベル 2 文書のみを参照すべきである。

2019FT への言及	ICS 要素	2019FT と比較した変更
5	ICS バランスシート	**会計**：様々な種類の企業を定義づけ、GAAP 要件と概ね整合的な会計上の取扱いを決定することで、非保険企業のための会計ガイダンスを追加。さらに、議決権持分の無い企業のためのガイダンスを開発。 **非保険企業に対する資本要件**：以下を追加して、BCR/HLA の資本要件についてのアプローチを維持する： ● 持分法で報告する企業に向けたプロポーショナルなセクター別要件（重大な影響）； ● 市場価値/GAAP 価値投資のための株式リスク・チャージ；および ● 非金融機関のための株式リスク・チャージ
6	市場価値調整	**ミドルバケットの規準**：規準 c は、全額ではなく部分的にマッチする負債を認識するよう修正される。資産と負債の部分的なマッチングに応じて段階的に適用される。マッチング期間が長ければ長いほど、計算されるスプレッドが高くなる。マッチング期間の終了後のスプレッドは、ジェネラルバケットのスプレッドとミドルバケットの最大スプレッドの間にとどまるものの、スプレッドは段階的に廃止される。 **LTFR を超えるスプレッド**：LTFR を超えるスプレッドは改善され、また LTFR の計算に用いた実質金利の区分に依存する。スプレッドは以下となる：

2019FT への言及	ICS 要素	2019FT と比較した変更
		● 20 ベーシスポイント（先進経済国）; ● 25bps（他の先進経済国）; および ● 35bps（新興国） **ローリング・ヘッジ**：ローリング・ヘッジの評価に関する取扱いは、市場リスクのためのローリング・ヘッジに適用されるのと同様のアプローチを使用することになるが、20%のヘアカットと少なくとも 1 か月以上の洗替頻度を含む。
9	適格資本リソース	**制限付ティア 1 金融商品の特別償還**：制限付ティア 1 金融商品の特別償還の規準として、規制上または税務上の事象により、商品の発行後最初の 5 年間に償還を可能にするためには、当該商品が他の類似する、またはより質の高い商品に代替されることが条件となっている。 **ティア 2 バスケット**：制限付ティア 2 バスケットの制限は、ストレス下のクリフ効果に対処し、また、ティア 2 バスケット内の MOCE に関する DTA を考慮するために、ICS の資本要件の 10%から 15%に拡大する。さらに、バスケット内で認識されるコンピューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は 50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとなる。 **元本の損失吸収メカニズム（PLAM）: IAIGs が**相互会社か相互会社以外かで区別がされる。相互会社以外の IAIGs については、PLAM のない制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対する 10%の制限が維持される。PLAM のある制限付ティア 1 金融商品に対しては、追加で 5%許容される。制限は、ICS 資本要件の〇%として表示される。 相互会社である IAIGs について：制限付ティア 1 資本リソースの一部として PLAM は要求されず、また、制限付ティア 1 資本リソースは、ICS 資本要件

2019FT への言及	ICS 要素	2019FT と比較した変更
		の 30%で維持される。 **期限の利益喪失条項**：払込済みのティア 2 金融商品の規準 i)を維持する。これは、継続企業について発動されうる期限の利益喪失条項を認めない。しかしながら、他のすべての規準を満たすことを条件に、期限の利益喪失条項を認めるために各国の裁量が許可されることになる。 クアラルンプール合意では以下を示す： *「参照 ICS は、解決できない問題についての限られた数の各国の裁量を含みうる。もし各国の裁量が使用される場合、これら各国の裁量の影響は調整可能なものである必要がある。」* そのため、継続企業について発動されうる期限の利益喪失条項を認識したいと望む法域はそうすることができるが、それらの法域の IAIGs が、継続企業において発動されうる期限の利益喪失条項のある参照 ICS と同条項の無い参照 ICS 間の影響度の調整表を提示することが条件となる。 **完全な繰上償還条項の行使**：払込済みのティア 2 金融商品の規準 e)は、以下を条件に、発行日から最初の 5 年以内に償還可能な金融商品を認識するよう緩和される： • そのような償還は、発行者の任意のみに基づいて行われる（保有者による取消はできない）； • そのような償還は、監督者による承認の対象となる；および • 償還された金融商品は、同一またはより質の高い金融商品の新規発行により、償還の前または償還時に全額置換えられなければならない。 構造上劣後する金融商品については、償還に関わる

<table>
<tr><th>2019FT への言及</th><th>ICS 要素</th><th>2019FT と比較した変更</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>監督上の承認要件は、監督者が資本性商品の発行または償還を制限、遅延および/または禁止する（直接的/間接的）能力を含め、監督上の統制および監督上のレビューの実行を通じて充足される。</td></tr>
<tr><td>11</td><td>現在推計を超える整合的かつ比較可能なマージン</td><td>パーセンタイル MOCE が維持される。生命保険事業については、較正は（80%から）85%に増加し、損害保険事業については 65%で維持される。</td></tr>
<tr><td>12.3</td><td>保険リスク - 生命保険</td><td>日本での引受契約に対するレベルおよびトレンド解約・失効リスクのストレスは 25%から 20%に下げられている。</td></tr>
<tr><td>12.3</td><td>保険リスク - 損害保険</td><td>保険料リスクおよび支払備金リスクの要因は、オーストラリア＆ニュージーランド（AU&NZ）および香港 SAR（HK SAR）の以下の事業種目で改善された。
<table>
<tr><th>保険料リスク</th><th></th></tr>
<tr><td>AU および NZ-医療保険</td><td>15%</td></tr>
<tr><th>支払備金リスク</th><th></th></tr>
<tr><td>AU および NZ-消費者信用</td><td>15%</td></tr>
<tr><td>AU および NZ-その他タイプ B</td><td>35%</td></tr>
<tr><td>HK SAR-貨物運送</td><td>50%</td></tr>
<tr><td>HK SAR-火災＆財物損害</td><td>20%</td></tr>
<tr><td>HK SAR-一般賠償責任</td><td>26%</td></tr>
<tr><td>HK SAR-非比例式特約再保険</td><td>25%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>12.4.3</td><td>株式リスク</td><td>レベルおよびボラティリティのストレスの併用を実行する影響は要求されない。</td></tr>
<tr><td>12.4.6</td><td>資産集中リスク</td><td>粒度調整（GA）は簡略化され、GA を計算するために利用されるカウンターパーティの数は少なくとも 10 から最大で 100 としなければならない。加えて、GA の数式は、株式エクスポージャーに対して（100%ではなく）95%の加重係数を導入するよう改善される。最後に、2018 年のフィールドテストの資産集中リスクのアプローチは要求されない。</td></tr>
<tr><td>12.5</td><td>信用リスク</td><td>**代理店/ブローカーの残高**：未格付けの短期エクスポ</td></tr>
</table>

2019FT への言及	ICS 要素	2019FT と比較した変更
		ージャーに対する信用リスク係数から導いた 6.3%のストレス係数が代理店/ブローカーの残高に使用されることになる。
13	税金	**MOCE への繰延税金の影響**： パーセンタイル MOCE は税務目的での一時的な差異とみなされる。MOCE から生じる DTA には、控除が適用されない。 **保険資本要件への税効果**：利用可能性評価は、ICS 保険資本要件の 20%と、税務上の損失金の繰戻額の合計（15%のヘアカット）の小さい額、過去 5 年の GAAP の収益にグループの実効税率をかけた将来収入（50%のヘアカット）、ならびに正味 DTL から正味 DTA をマイナスした額(ICS 保険資本要件の 15%に制限)。ICS バランスシート上の繰延税金は、この計算を実行する前に相殺されている。